○ 串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例 平成20年6月25日串間市条例第22号

改正

平成22年3月30日条例第9号 平成23年3月29日条例第7号 平成28年3月23日条例第10号

串間市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例

母子世帯の医療費助成に関する条例(昭和53年串間市条例第8号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、母子及び父子家庭等の医療費の一部を助成することにより、母子及び父子家 庭等の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
 - (1) 母子家庭 20歳未満の者を扶養している配偶者のない女子の家庭をいう。
 - (2) 父子家庭 20歳未満の者を扶養している配偶者のない男子の家庭をいう。
 - (3) 配偶者のない女子 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する 者及び児童の姉、叔母、祖母等であって現に婚姻していない女子(婚姻の届出をしていないが、 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。)をいう。
 - (4) 配偶者のない男子 次のいずれかに該当する男子をいう。
 - ア 配偶者と死別又は離別し、現に婚姻していない男子
 - イ 配偶者が1年以上行方不明又は船舶等の事故により3月以上生死不明となっている男子
 - ウ 配偶者から1年以上遺棄されている男子
 - エ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
 - オ 配偶者が身体、知的若しくは精神の障害により1年以上労働能力を失っている男子又は配 偶者が疾病により3年以上労働能力を失っている男子
 - カ 配偶者が法令により1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子
 - キ 認知をしたことによって父となり、現に婚姻していない男子
 - ク 児童の兄、叔父、祖父等であって現に婚姻をしていない男子(婚姻の届出をしていないが、 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。)

- (5) 児童 18歳に達した日が属する年度の年度末までの者をいう。
- (6) 父母のない児童 次のいずれかに該当する児童をいう。
 - ア 父母(養父母を含む。)と死別した児童
 - イ 父母が1年以上行方不明又は船舶等の事故により3月以上生死不明となっている児童
 - ウ 父母から1年以上遺棄されている児童
 - エ 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童
 - オ 父母が身体、知的若しくは精神の障害により1年以上労働能力を失っている児童又は父母 が疾病により3年以上労働能力を失っている児童
 - カ 父母が法令により1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童
- (7) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、
 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)をいう。
- (8) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、保険外併用療養費、訪問看護療 養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費の支給をいう。
- (9) 一部負担金 医療保険各法の規定による保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。 (助成の対象)
- 第3条 この条例に定める医療費の助成対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、日雇特例被保険者、組合員又はこれらの被扶養者であり、かつ、20歳未満の者を扶養している配偶者のない女子又は配偶者のない男子、その者に扶養されている児童又は父母のない児童で、市内に住所を有するものとする。
- 2 前項に規定する<u>助成対象者</u>は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する<u>所得</u> の範囲内の者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者としない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)その他の法令 等により医療費の全額給付を受ける者
 - (3) 串間市子ども医療費助成に関する条例(平成13年串間市条例第5号)の規定により医療費の助成を受けられる者
 - (4) 串間市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例(昭和50年串間市条例第35号)の規

定により医療費の助成を受けられる者

(助成の額)

第4条 市長は、前条に定める助成対象者が、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(医療保険各法による付加給付があるときは、その額を控除した額)から1人月1,000円を控除した額を助成するものとする。

(受給資格証の交付申請)

- 第5条 この条例による医療費助成金(以下「助成金」という。)の給付を受けようとする者は、 市長に対し、規則で定める母子及び父子家庭医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。) の交付を申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、助成金の給付を受けようとする者が、母子家庭の母又は父子家庭の父及び児童 の場合にあっては当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、父母のない児童の場合にあっては当該 児童又は児童を扶養する者(以下「世帯主等」という。)が、これをしなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により、交付の申請があった場合において、この条例による助成金の 給付を受ける資格があると認めたときは、その者(以下「受給資格者」という。)の氏名等を記載した受給資格証を交付するものとする。

(受給資格証の提示)

第7条 助成金の給付を受けようとする者は、宮崎県内の保険医療機関等について入院に係る保険 給付を受ける場合は、当該保険医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

(給付の申請)

- 第8条 世帯主等が、助成金の給付を受けようとするときは、市長に対し、1月を単位として申請 しなければならない。
- 2 前項の申請は、受給資格者が保険給付を受けた月の翌月の初日から起算して、1年を経過した 日以後においてはすることができない。

(給付の決定)

第9条 市長は、前条の助成金の給付の申請を受けた場合は、内容を審査し速やかに決定するものとする。ただし、同一月に入院と入院外が重複する場合は、入院として取り扱う。

(届出の義務)

第10条 世帯主等は、受給資格者の氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったとき、 受給資格を失ったとき又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに その旨を市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

- 第11条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。
- 2 市長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を給付 した場合において、給付を受けた者が第三者から、同一の事由について損害賠償金の支払いを受 けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。 (規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の串間市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の規定は、平成20年10月1日以後の 受診に係る医療費の助成から適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の 例による。

附 則(平成22年3月30日条例第9号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の串間市子ども医療費助成に関する条例及び串間市母子及び父子家庭等 医療費助成に関する条例の規定は、平成28年6月1日以後の医療等に係るものから適用し、同日 前の医療等に係るものについては、なお従前の例による。